

昼休み45分のツケ?

残業中休憩なく「違法」

大阪市が職員の就業時間を7時間45分とし、昼休みを45分にしていることが波紋を呼んでいる。市人事委員会は「職員が残業した際に、休憩を取らせていない」と労働基準法違反を指摘し、市に改善を指導した。市は各所属長に注意を促したが、職員からは「残業中にわざわざ休憩を取るのも難しい」との声も出ている。

【堀川剛護】

大阪市に人事委改善指導

労働基準法では、労働時 休憩時間を労働者に取らせ間が8時間を超える場合、なければならぬとしていて途中に少なくとも1時間のる。

一方、市の場合、勤務時間7時間45分。労働時間

が8時間を超えないため、昼休みは午後0時15分〜同1時の45分間としている。もし、正規の勤務時間後に15分を超える残業をする、同法上は、少なくとも15分の休憩が必要となる。ところが、ある市職員が

昨年9月の1カ月間、計66時間残業したのに、こうした休憩時間を一切、取っていなかった事例1件が市民の通報で発覚。市人事委員会が今年3月9日付で「不適切」と指摘した。

ただ、労基法に厳格に従えば、休憩を取ったように装う「サービス残業」が出てくる可能性もあるという。職員からは「30分の残業でも15分休憩するのはちょっと……」という声も漏れている。

職員は複雑「早く帰る方がいい」

られることから「他にも同様の不適切ケースが類推される」として、休憩時間を適切に与えるよう各部署に通知した。